

愛知県看護協会 訪問看護第三者評価事業について

【目的】

本事業の目的は、訪問看護ステーションが提供するサービスや運営を専門的かつ客観的な第三者の立場から評価することにより、質向上に向けた継続的な活動を支援することである。

【事業開始の経緯】

R4 年度第 7 次愛知県地域医療計画において ①サービス提供基盤の充実 ②退院から看取りまで切れ目のない在宅療養体制の確保について出されている。地域包括ケアシステムの構築が進み、高齢化率の上昇と在宅見取りが増える中、訪問看護事業所数は増加の一途をたどっている。愛知県内においても R5 年 1 月現在 1054 か所（1 年以内新規 155 か所）と増加しているが、1 年以内に休廃止になる事業所（64 か所）も多い。そのため事業の安定化と訪問看護サービスの質の向上を支援するために訪問看護第三者評価を実施することにした。

参考資料：訪問看護ステーション数の年次推移

R4 年度 訪問看護の提供体制に関する現状調査

【目標】

訪問看護サービスを質評価の枠組みであるストラクチャー的要素（事業所運営の基盤整備）とプロセス的要素（利用者等の状況に応じた専門的なサービスの提供、多職種・多機関との連携、誰でも安心して暮らせるまちづくりへの参画）とアウトカムの要素（各指標）から構成された 42 評価項目に基づき、第三者による事業所の取り組み状況を客観的に評価し、質の向上を図る。（参考：「訪問看護ステーションにおける事業所自己評価ガイドライン」全国訪問看護事業協会出版）

【R5 年度 訪問看護第三者評価事業報告】

1. R4 年度試行事業結果をふまえた訪問看護第三者評価制度の整備、充実

- (1) 訪問看護第三者評価規程の作成
- (2) 訪問看護第三者評価実施要領の改正
- (3) 訪問看護第三者評価審議者要領の作成
- (4) 評価調査者（サーベイヤー）規程の作成

※ 評価調査者が作成した中間結果報告書の事業所通知前に「審議者による審議」の過程を追加

※ 評価調査者の要件を変更（看護管理研修の受講歴を要件に追加、看護職以外の医療従事者を対象に追加）

2. 訪問看護第三者評価の実施

(1) 説明会の開催

- | | | |
|---------------|--------------|---------|
| 1回目：5月18日(木) | Zoom ライブ配信 | 参加者：8名 |
| 2回目：5月25日(木) | 1回目の説明会の録画配信 | 参加者：8名 |
| 3回目：11月15日(水) | Zoom ライブ配信 | 参加者：16名 |
| 4回目：11月22日(水) | 3回目の説明会の録画配信 | 参加者：5名 |
- 内 容：第三者評価の目的、受審の流れ等
対 象：訪問看護ステーション管理者等

(2) 事業所訪問審査の実施

第1回 募集：6月1日(木)～6月12日(月)

受審事業所数・訪問審査日程

- ・3事業所 9月6日 12日 26日 各13:00～17:00

第2回募集：11月6日(木)～12月20日(水)

- ・1事業所 令和6年2月予定

(3) 第三者評価委員会開催・事業所の「認定」

第1回第三者評価委員会開催：令和5年4月24日(月)

令和4年度受審事業所(3か所)の審議

「認定」 刈谷訪問看護ステーション

「認定留保」 2事業所

第2回第三者評価委員会開催：令和5年10月27日(月)

令和4年度受審結果「認定留保」事業所(2か所)の審議

令和5年度受審事業所(3か所)の審議

「認定」 稲沢市民病院訪問看護ステーション あしたば

藤田医科大学地域包括ケア中核センター訪問看護ステーション緑

常滑市民病院訪問看護ステーション

「認定留保」 2事業所

3. 第三者評価サーベイヤ－養成研修

(1) サーベイヤ－ブラッシュアップ研修の開催

日 時：令和5年7月22日(土) 13:30～16:30(対面)

対 象：昨年度サーベイヤ－養成研修修了者のうち、原則として新たな要件を
満たした者 受講者:8名

(2) サーベイヤー養成研修の開催

受講者：8名

日時：1回目 令和5年9月8日（金）9：30～16：30

2回目 令和5年9月9日（土）9：30～16：30

3回目 令和5年9月10日～10月26日 所属法人内訪問看護事業
所で訪問審査実習

4回目 令和5年10月27日（金）9：30～16：30

+1日 事業所訪問審査における実地研修

※研修期間を昨年度の1日から4日（+1日）まで増加

4. 訪問看護第三者評価事業の周知

(1) 第三者評価事業のホームページ上での紹介

(2) 「認定」訪問看護ステーション事業所名の公表

公益社団法人愛知県看護協会 訪問看護第三者評価規程

(目的)

第1条 訪問看護第三者評価（以下、「第三者評価」という。）は、訪問看護ステーションの質の向上に資することを目的とする。

(対象)

第2条 第三者評価の対象は、愛知県内の指定訪問看護ステーションとする。

(第三者評価の構成)

第3条 第三者評価の構成は、「書面審査」と「訪問審査」とする。

- 2 書面審査は、「基本情報調査票」と「自己評価調査票」によって実施する。
- 3 訪問審査は、「基本情報調査票」と「自己評価調査票」に基づき評価調査者の受審事業所訪問によって実施する。

(中間結果の審議)

第4条 中間結果の報告書に基づき審議する。

(中間結果の通知と疑義申立て)

第5条 中間結果の報告を受審事業所に通知する。

- 2 受審事業所は、事実誤認や疑義について申し立てができる。

(最終判定)

第6条 認定の種別の最終判定は、第三者評価委員会が実施する。

(認定の種別)

第7条 認定の種別は「認定」及び「認定留保」とする。

- 2 「認定」の場合は、認定証を発行する。
- 3 「認定留保」の場合は、再審査を実施する。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間は5年間とする。

(受審料)

第9条 受審料は次のとおりとする。

- (1) 管理者が会員である事業所 33,000 円
- (2) 愛知県訪問看護ステーション協議会会員事業所 38,000 円
- (3) その他 66,000 円

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、第三者評価委員会の議を経て本会会長が行う。

附 則

1 この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

公益社団法人愛知県看護協会 訪問看護第三者評価実施要領

公益社団法人愛知県看護協会（以下、「本会」という。）における訪問看護第三者評価（以下、「第三者評価」という。）の実施については、本実施要領に定める。

1 受審受付

- 1) 受審受付は、6月、12月の年2回、「第三者評価受審申請書（様式1）」の申請と受審料の納付により行う。
- 2) 申請受付後、受審事業所へ審査時期について通知する。

2 書面審査

- 1) 受審事業所は、訪問審査日の1か月前を期限として「基本情報調査票（様式2）」と「自己評価調査票（様式3）」を提出する。
- 2) 書面審査は、「基本情報調査票（様式2）」と「自己評価調査票（様式3）」により、2名以上の評価調査者（以下、「サーベイヤー」という。）が行う。サーベイヤーについては、別に定める。

3 訪問審査

- 1) 訪問審査は、受審受付後2か月以内に行う。
- 2) 訪問審査は、「基本情報調査票（様式2）」と「自己評価調査票（様式3）」に基づき、サーベイヤーの受審事業所訪問によって行う。
- 3) 訪問審査は2名以上のサーベイヤーが行い、うち1名をリーダーとする。

4 評価の合議

- 1) 「第三者評価結果報告書（様式4）」は、訪問審査後2週間以内にサーベイヤーの合議により作成する。
- 2) 前項の報告書は、中間結果としてリーダーが本会へ提出する。

5 中間結果の審議

- 1) 審議は「第三者評価結果報告書（様式4）」に基づき訪問看護第三者評価審議者（以下、「審議者」という。）2名が行う。
- 2) 審議者については、別に定める。
- 3) 審議の過程において、必要時リーダーに協力を求める。
- 4) 審議の結果は「審議結果報告書（様式5）」として作成する。

6 中間結果の通知

- 1) 「第三者評価結果報告書（様式4）」を中間結果として、訪問審査後6週間以内に受審事業所へ通知する。

7 疑義申立て

- 1) 受審事業所は、「第三者評価結果報告書（様式4）」受領後2週間以内に疑義申し立てをすることができる。
- 2) 疑義申し立ては、「疑義申立・回答書（様式6）」の提出をもって行う。

8 中間結果の再審議

- 1) 疑義申立てがあった場合には、審議者が中間結果を再審議する。
- 2) 申立て内容について、必要時リーダーに協力を求める。
- 3) 再審議の結果は、「疑義申立・回答書（様式6）」により本会へ報告する。
- 4) 「疑義申立・回答書（様式6）」は、受審事業所へ通知する。

9 最終審議

- 1) 第三者評価委員会は、「第三者評価結果報告書（様式4）」、「審議結果報告書（様式5）」、及び「疑義申立・回答書（様式6）」に基づき認定の判定を行う。

10 認定の判定

- 1) 評価は各項目の判断基準に従い、「1, 2, 3」の3段階で判定する（3に近いほど評価が高い）。
- 2) すべての評価項目の判定結果が「2」以上の場合には、「認定」とする。
- 3) 評価項目の判定結果に「1」がある場合には、「認定留保」とする。

11 最終結果通知

- 1) 最終結果は、「第三者評価結果報告書（様式4）」として訪問審査終了後3か月を目途に受審事業所へ通知する。

12 認定

- 1) 「認定」の場合には、認定証を交付する。
- 2) 「認定」の結果は次のとおり公表する。
 - (1) 愛知県看護協会ホームページ
 - (2) 愛知県ナースセンターホームページ
 - (3) その他本会が発行する情報誌等
- 3) 前項(1)で公表する内容は、最終結果報告書の記載事項に準じる。

13 認定留保

- 1) 「認定留保」の場合には、「改善指摘事項・報告書（様式7）」を提示し、3～6か月以内に改善するよう通知する。

14 認定留保の再審議

- 1) 受審事業所からの「改善指摘事項・報告書（様式7）」提出により、審議者が改善指摘

事項の再審査を行う。

- 2) 再審査は、書類等による審査、または訪問による審査により行う。
- 3) 審議者は改善の有無を審査し「改善指摘事項・報告書（様式7）」により、第三者評価委員会へ報告する。
- 4) 第三者評価委員会は「改善指摘事項・報告書（様式7）」に基づき再審議し、認定の判定を行う。
- 5) 再審議の結果で「認定」と判定された場合には、認定証を交付する。

15 認定の更新

- 1) 認定の更新申請の期限は、当該認定証の有効期限の6か月前までとする。
- 2) 認定更新審査は、新規審査に準じて実施する。
- 3) 訪問審査は、原則として認定の有効期限の3か月前までに実施する。

附 則

- 1 この要領は令和5年8月1日から施行する。
- 2 「公益社団法人愛知県看護協会訪問看護ステーション第三者評価実施要領」は、令和5年8月1日をもって廃止する。

公益社団法人愛知県看護協会 訪問看護第三者評価審議者に係る要領

1 目的

この要領は、公益社団法人愛知県看護協会（以下、「本会」という。）が定める訪問看護第三者評価実施要領 5-2）における、訪問看護第三者評価審議者（以下、「審議者」という。）について必要な事項を定める。

2 委嘱

審議者の委嘱は、本会会長が行う。

3 任期

審議者の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。

4 要件

審議者は、次のいずれかの要件を満たし、かつ審議者の役割等に関する講習を受けた者とする。

- (1) 本会訪問看護第三者評価の評価調査者のリーダー経験がある者
- (2) 病院機能評価における評価調査者の経験がある者
- (3) 本会訪問看護第三者評価委員会の委員

5 職務

審議者の職務は次のとおりとする。

1) 中間結果の審議

- (1) 受審事業所 1 件あたりの担当者は 2 名とする。
- (2) 評価調査者から提出された「第三者評価結果報告書（様式 4）」の記載内容を点検・検討するとともに、必要時リーダーに協力を求める。
- (3) 審議の結果は「審議結果報告書（様式 5）」として作成する。

2) 疑義申立て時の再審議

- (1) 中間結果を受領した事業所から事実誤認や疑義について「疑義申立・回答書（様式 6）」が提出された場合、指摘された項目の所見について再審議する。
- (2) 審議の過程において、必要時リーダーに協力を求める。

3) 認定留保時の改善指摘事項の再審査

- (1) 認定留保の事業所について、「改善指摘事項・報告書（様式 7）」を作成し通知する。
- (2) 事業所から提出された「改善指摘事項・報告書（様式 7）」の改善内容を確認し、再審査の方法を決定する。
- (3) 「改善指摘事項・報告書（様式 7）」に基づき再審査を行い、結果を第三者評価委員会へ報告する。

6 責務及び遵守事項

- 1) 審議者は公正中立の立場でその職務を遂行するものとする。
- 2) 第三者評価業務に関して守秘義務を負い、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。審議者はその職を辞した後も同様の義務を負う。

7 報酬・費用

審議者に対する謝金は別途定め、旅費については本会旅費支給規程の定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、令和5年8月1日から施行する。

公益社団法人愛知県看護協会 訪問看護第三者評価の評価調査者規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛知県看護協会訪問看護第三者評価規程第3条第3項における評価調査者（以下、「サーベイヤー」という。）の任免、職務その他サーベイヤーに関する事項について定める。

(委嘱)

第2条 サーベイヤーの委嘱は、公益社団法人愛知県看護協会（以下、「本会」という。）会長が行う。

(任期)

第3条 サーベイヤーの任期は2年とし、再委嘱を妨げない。ただし、任期中に継続研修を受講しなかった場合は、任期満了で委嘱を終了する。

(要件)

第4条 サーベイヤーは、本会が行うサーベイヤー養成研修（実地研修を含む）を修了した者とする。

2 サーベイヤーのうちリーダーは、リーダー研修を修了した者とする。

(職務)

第5条 サーベイヤーは本会の依頼を受けて、訪問看護第三者評価の受審事業所の審査を行い、その審査結果報告書を作成するとともに、当該審査の過程に附随する業務に従事する。

2 サーベイヤーのうち1名は、リーダーとして担当事業所の審査を行い、メンバーと合議し報告書を取りまとめる。

3 サーベイヤーは、訪問看護第三者評価事業、サーベイヤー養成事業等に協力する。

(責務及び遵守事項)

第6条 サーベイヤーは誠実を旨とし、公正中立の立場でその職務を遂行するものとする。

2 サーベイヤーは第三者評価業務に関して守秘義務を負い、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。サーベイヤーはその職を辞した後も同様の義務を負う。

(報酬・費用等)

第7条 サーベイヤーに対する謝金は別途定め、旅費については本会旅費支給規程の定めるところによる。

(業務上の事故補償)

第8条 本会は、サーベイヤーが第5条第1号の業務遂行中の事故により被る傷害を補償するため、本会を契約者とする傷害保険契約を保険会社と締結するものとする。

(辞任)

第9条 サーベイヤーが任期途中で辞任しようとするときは、会長に対して書面により辞任を申し出るものとする。

(委嘱の解除)

第10条 会長は、サーベイヤーが次の各号に該当すると認めるときは、委嘱を解除することができる。

- (1) 第6条の規定への違反行為があったとき
- (2) 応募時に申告した経歴に偽りがあることが判明したとき
- (3) 故意または重大な過失により本会に著しい損害を与えたとき
- (4) その他サーベイヤーとして委嘱することが適当でないと認めるとき

附 則

- 1 この規程は、令和5年8月1日から施行する。ただし、第4条第2項については、令和6年8月1日より施行する。

公益社団法人愛知県看護協会
訪問看護第三者評価の評価調査者養成・リーダー研修実施要項

(目的)

第1 この要項は、公益社団法人愛知県看護協会（以下、「本会」とする。）が行う訪問看護第三者評価（以下、「第三者評価」とする。）における評価調査者（以下、「サーベイヤー」とする。）養成研修及びリーダー研修の実施について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2 この研修の実施主体は、本会訪問看護総合支援センターとする。

(サーベイヤー養成研修受講要件)

第3 サーベイヤー養成研修の受講者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 認定看護管理者で、看護部長・副部長を3年以上経験した者
- (2) 在宅領域の認定看護師で、認定看護管理者教育課程ファーストレベル等を修了した者
- (3) 専門看護師で、訪問看護を3年以上経験した者
- (4) 認定看護管理者教育課程セカンドレベル等を修了し、訪問看護ステーションまたは病院等の退院調整部門の管理者を3年以上経験した者
- (5) 看護職以外の医療従事者で医療における実務経験が5年以上あり、うち3年以上在宅医療を経験した者

(リーダー研修受講要件)

第4 リーダー研修の受講者は、本会訪問看護第三者評価のサーベイヤー経験があり、リーダーとしての資質を有している者（サーベイヤー相互評価の結果等）

(研修の内容・方法)

第5 サーベイヤー養成研修の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護第三者評価事業の概要に関する事項
- (2) 評価調査者の役割と倫理に関する事項
- (3) 評価基準と判断の留意点に関する事項
- (4) 審査の進め方に関する事項
- (5) 報告書の作成に関する事項
- (6) 実地研修

2 サーベイヤー養成研修の方法は、講義、演習および実地研修とする。

3 リーダー研修の内容は次のとおりとする。

- (1) リーダーの役割に関する事項

4 リーダー研修の方法は、講義、演習とする。

(受講の申し込み及び決定)

第6 受講を希望する者は、所定の受講申込書を期日までに申し込むものとする。

2 本会は、受講要件を満たす者を受講者として選定し、受講の可否を決定する。

(費用)

第7 受講者は、原則として研修の実施に必要な費用のうち教材、資料、交通費等に係る実費相当分について負担する。

附 則

- 1 この要項は令和5年8月1日より施行する。ただし、第3(5)については、令和6年8月1日から適用する。
- 2 「公益社団法人愛知県看護協会訪問看護第三者評価サーベイヤー養成研修実施要項」は、令和5年8月1日をもって廃止する。

令和5年度訪問看護第三者評価サーベイヤー養成研修開催要領

- 1 研修目的
愛知県看護協会が行う訪問看護第三者評価事業の評価調査を行うにあたり、必要な知識、技術を習得する。
- 2 研修目標
 - 1) 訪問看護第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。
 - 2) 第三者評価における評価調査者養成研修の位置づけについて理解する。
 - 3) 評価調査者の役割や守るべき倫理、訪問調査時の留意点を理解する。
 - 4) 本会が使用する第三者評価基準「事業所自己評価ガイドライン第2版」の考え方を理解し評価ができる。
 - 5) 書面審査の目的や具体的な方法を理解し習得する。
 - 6) 訪問審査における各評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。
 - 7) 訪問審査後の報告書の記載方法等について理解し習得する。
 - 8) 実際の第三者評価の審査を経験し、訪問看護第三者評価審査の一連を修得する。
- 3 主 催 公益社団法人愛知県看護協会
- 4 開催日時 令和5年 9月8日(金) 9:30～16:30
9月9日(土) 9:30～16:30
10月27日(金) 9:30～16:30
- 4 開催場所 愛知県看護研修会館
- 5 開催方法 対 面
- 6 受講料 無 料
- 7 研修内容 裏面参照
- 8 受講要件 愛知県看護協会会員であり、次のいずれかの要件を満たす者とする。
 - (1) 認定看護管理者で、看護部長・副部長を3年以上経験した者
 - (2) 在宅領域の認定看護師で、認定看護管理者教育課程ファーストレベル等を修了した者
 - (3) 専門看護師で、訪問看護を3年以上経験した者
 - (4) 認定看護管理者教育課程セカンドレベル等を修了し、訪問看護ステーションまたは病院等の退院調整部門の管理者を3年以上経験した者
- 9 申込期限 令和5年8月31日(木)
- 10 申込方法 受講申込書を愛知県看護協会訪問看護総合支援センターホームページよりダウンロードし下記へ郵送またはメールで提出
- 11 提出先 愛知県看護協会 訪問看護総合支援センター 担当者宛
〒466-0054 名古屋市昭和区円上町26番18号 TEL052-825-5401
houkan-shien@aichi-kangokyokai.or.jp
- 12 受講決定について 受講参加の決定についてはメールでお知らせします
- 13 事前準備
 - 1) 「事業所自己評価ガイドライン第2版」<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/h30-1-guide.pdf> を必読下さい。
 - 2) 訪問看護経験のない方は、近隣の訪問看護ステーションにおいて訪問看護事業所運営の見学と訪問看護サービス提供場面への同行を実施して下さい。必要時には当センターが見学先をご案内します。

<研修内容>

第1日目：令和5年9月8日(金) 9:30~16:30

開始時間	所要時間	内 容	担当(敬称略)
9:30~9:35	5分	オリエンテーション 開会の挨拶	愛知県看護協会 センター長 鈴木 三栄子
9:35~10:05	30分	会長挨拶 訪問看護を取り巻く現状と、愛知県看護協会 訪問看護第三者評価の創設について	愛知県看護協会 会 長 三浦 昌子
10:05~10:35	30分	第三者評価の概要 「第三者評価の理念と基本的な考え方 訪問 看護第三者評価の全体像」	愛知県看護協会 常務理事 結城 房子
10:35~10:45	10分	休憩	
10:45~11:15	30分	第三者評価基準の理解と判断のポイント	訪問看護総合支援センター センター長 鈴木 三栄子
11:15~11:45	30分	サービヤの役割と倫理 (訪問時の役割と注意点・相互評価等)	常滑市民病院 事業管理者 野中 時代
11:45~12:45	60分	昼休憩	
12:45~13:15	30分	ストラクチャー的要素とアウトカム的要素の 評価項目について (事業所運営の基盤整備と指標など)	医療法人愛生館小林記念病院 参与 野村 勢津子
13:15~14:15	60分	ストラクチャー的要素評価のグループワーク (書面(事前)審査の着眼点と評価方法) グループ発表・意見交換	医療法人愛生館小林記念病院 参与 野村 勢津子 アドバイザー 常滑市民病院 事業管理者 野中 時代
14:15~14:25	10分	休憩	
14:25~15:25	60分	プロセス的要素の評価項目について (専門的なサービスの提供、多職種・多機関との連携、 まちづくりへの参画など)	常滑市民病院 事業管理者 野中 時代
15:25~16:25	60分	プロセス的要素評価のグループワーク (訪問審査の着眼点:面談・聞き取り《インタビ ュー》と評価方法) グループワーク発表・意見交換	常滑市民病院 事業管理者 野中 時代 アドバイザー 医療法人愛生館小林記念病院 参与 野村 勢津子
16:25~16:30	5分	質疑・応答	訪問看護総合支援センター

<研修内容>

第2日目 : 令和5年9月9日(土) 9:30~16:30

開始時間	所要時間	内 容	担当 (敬称略)
9:30~10:00	30分	第三者評価サーベイヤーの実務の流れ 報告書作成について	愛知県看護協会 常務理事 結城 房子
10:00~10:30	30分	訪問調査シートについて	常務理事 結城 房子
10:30~12:30	120分	訪問調査シートを活用した模擬審査 グループワーク発表・意見交換	常務理事 結城 房子 アドバイザー 医療法人愛生館小林記念病院 参与 野村 勢津子
12:30~13:30	60分	休憩 ビデオ上映 ①第三者評価受審施設の報告 ②第三者評価サーベイヤーの報告	①訪問看護ステーションあしたば 所長 志松 幸恵 ②名古屋市療養サービス事業団 在宅療養部 課長 近藤 佳子
13:30~15:30	120分	評価結果の合議と総評の記載方法 グループワーク発表・意見交換	医療法人愛生館小林記念病院 参与 野村 勢津子
15:30~16:30	60分	振り返り 質疑・応答	訪問看護総合支援センター 課長 浅田 美江

<研修内容>

第3日目 : 第2日目以降10月26日(木)までに各自実施

様式4を用いた事業所自己評価調査の実施

<研修内容>

第4日目 : 令和5年10月27日(金) 9:30~16:30

開始時間	所要時間	内 容	担当 (敬称略)
9:30~9:35	5分	会長挨拶	愛知県看護協会 会 長 三浦 昌子
9:35~10:30	55分	様式4(評価判定結果)を用いた事業所実地調査の振り返り	愛知県看護協会 常務理事 結城 房子 アドバイザー 医療法人愛生館小林記念病院 参与 野村 勢津子
10:30~12:00	90分	判断と判断の根拠について(様式4の作成) グループワーク発表・意見交換	常務理事 結城 房子 アドバイザー 医療法人愛生館小林記念病院 参与 野村 勢津子
12:00~13:00	60分	休憩	
13:00~15:00	120分	評価結果と総評の記載方法について (様式4の作成) グループワーク発表・意見交換	医療法人愛生館小林記念病院 参与 野村 勢津子
15:00~15:15	15分	休憩	
15:15~16:15	60分	まとめと訪問調査時の留意事項等について *サーベイヤー実地研修について	常務理事 結城 房子
16:15~16:30	15分	質疑・応答 アンケート記入	訪問看護総合支援センター センター長 鈴木 三栄子

<研修内容>

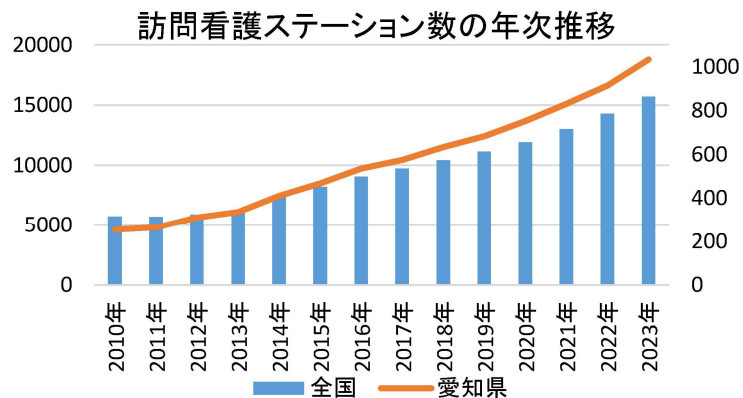
第5日目 : 令和6年1月以降 13:30~17:00

サーベイヤー実地研修

訪問看護ステーション数の年次推移

	(2023.11)														
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
全国	届出数	6,007	5,962	6,151	6,502	7,721	8,561	9,440	10,176	10,896	11,645	12,380	13,459	14,762	16,155
	稼働数	5,767	5,731	5,922	6,298	7,473	8,241	9,070	9,735	10,418	11,161	11,931	13,003	14,304	15,697
	新規数(年間)	383	581	759	896	1,189	1,384	1,234	1,221	1,383	1,376	1,633	1,806	1,968	
	休止数(年間)	98	104	117	138	191	236	224	228	259	238	240	242	225	
	廃止数(年間)	213	256	209	262	333	425	462	482	534	526	541	490	568	
	開設年度中の廃止数	NR	NR	NR	NR	NR	50	50	34	44	50	29	33	43	
	2023.11.01 時点の届出数														
愛知県	届出数	255	276	318	339	418	481	548	589	642	698	762	844	925	1,054 (1145)
	稼働数	255	265	312	337	411	469	536	575	634	684	753	832	916	1,035 (1131)
	新規数(年間)	34	40	65	59	91	103	98	90	105	107	112	144	155	(106)
	休止数(年間)	0	3	5	9	11	18	11	18	11	13	14	13	24	(14)
	廃止数(年間)	0	14	20	20	28	39	50	41	47	38	52	33	40	
	開設年度中の廃止数	NR	NR	NR	NR	NR	8	11	4	5	6	5	5	5	

出典：一般社団法人全国訪問看護事業協会(毎年4月1日時点)



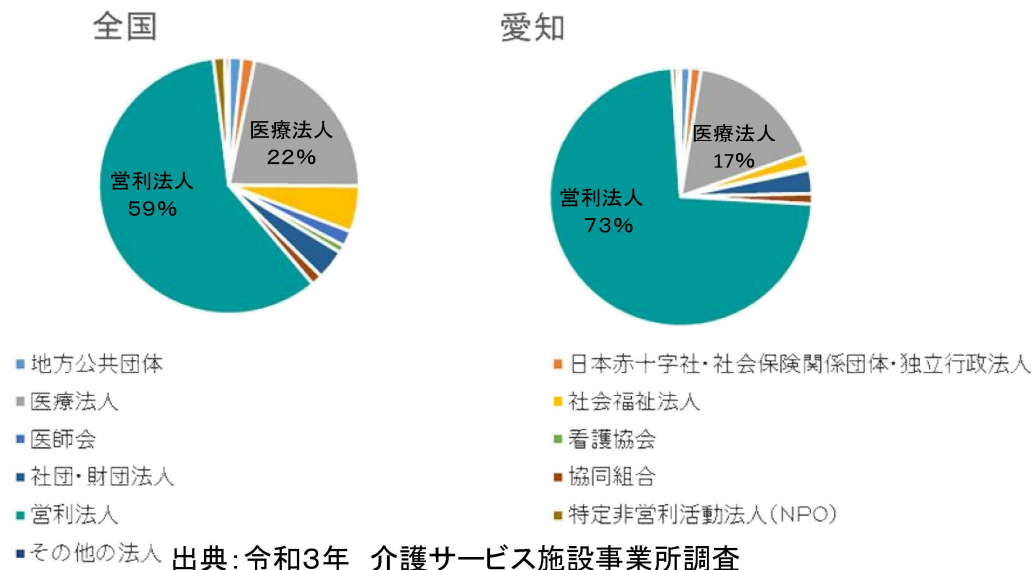
出典：一般社団法人全国訪問看護事業協会

愛知県内訪問看護ステーションの会員登録状況

	入会数	入会率%
愛知県看護協会	125	11.1
愛知県訪問看護ステーション協議会	390	34.5

※ 愛知県訪問看護ステーション協議会入会のうち1事業所はすでに閉鎖

都道府県別・開設(経営)主体別(訪問看護ステーション)事業所数



出典：令和3年 介護サービス施設事業所調査

訪問看護の提供体制に関する現状調査の概要

目的：愛知県内の訪問看護ステーションから得られた訪問看護的共体制に関する情報を基に課題を明らかにする。

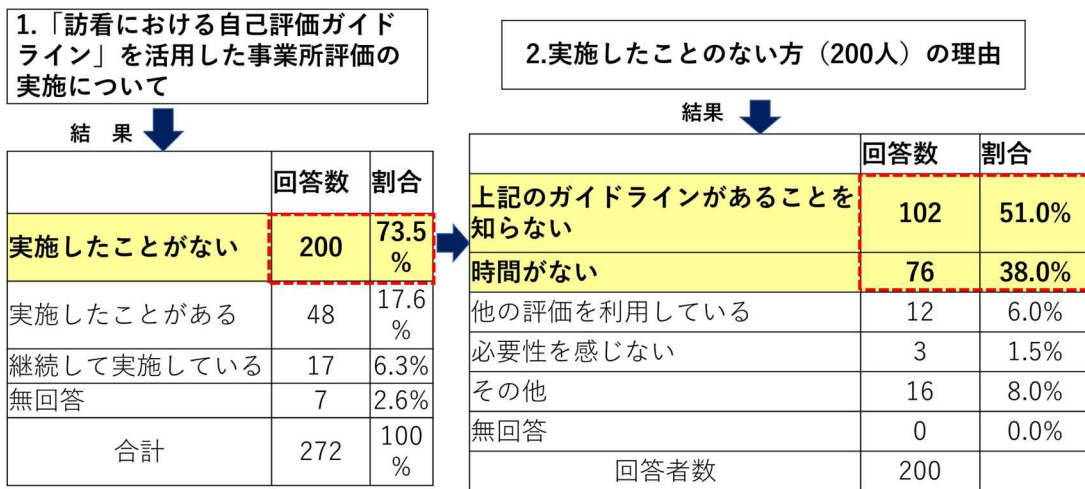
対象：訪問看護ステーション管理者 948名 回答数 272 回収率 27.8%

調査期間：令和4年7月～令和4年8月

方法：アンケート調査、郵送法

調査項目は「訪問看護ステーションにおける自己評価ガイドライン第2版」の42項目とした。

結果概要



事業計画の策定と適時適切な見直しについて		
1. 中期・長期の策定と見直し	数	割合
策定していない	89	32.7%
策定しているが、定期的に行っていない	115	42.3%
策定しており、定期的に自己評価を行っている	63	23.2%
無回答	5	1.8%
合計	272	100%
2. 単年度の策定と見直し	数	割合
策定していない	87	32.0%
策定しているが、定期的に行っていない	79	29.0%
策定しており、定期的に自己評価を行っている	102	37.5%
無回答	4	1.5%
合計	272	100%

利用者・家族からの評価の仕組みと活用について		
	回答数	割合
仕組みはない	115	42.3%
仕組みはあるが、活用は不十分である	79	29.0%
仕組みがあり、活用している	75	27.6%
無回答	3	1.1%
合計	272	100%

計画的な人材育成		
	回答数	割合
標準化された計画などない	89	32.7%
標準化された研修計画などがあるが、研修は不十分である	102	37.5%
標準化された研修計画などがありすべての新任職員を対象に研修を実施している	77	28.3%
無回答	4	1.5%
合計	272	100%

職員本人の意向を反映した育成計画と研修を受ける機会の確保について		
	回答数	割合
育成計画は作成していない	103	37.9%
育成計画を作成しているが、研修支援は不十分である	85	31.3%
育成計画を作成し、計画に沿ったOJTや研修機会の確保などの必要な支援をしている	80	29.4%
無回答	4	1.5%
合計	272	100%

終末期ケアの事業所独自のマニュアルについて		
	回答数	割合
独自のマニュアル等がない	126	46.3%
独自のマニュアル等はあるが、職員への周知・理解は不十分である	62	22.8%
独自のマニュアル等があり、職員への周知・理解が図られている	81	29.8%
無回答	3	1.1%
合計	272	100%

事故対応マニュアル作成と職員への周知について		
	回答数	割合
マニュアル等が存在しない	13	4.8%
マニュアル等が存在するが、内容が不十分もしくは職員への周知・理解が不十分である	103	37.9%
マニュアル等が存在し、職員への周知・理解を図っている	152	55.9%
無回答	4	1.5%
合計	272	100%

事業所の第三者評価について		
	回答数	割合
実施している	32	11.8%
実施していない	195	71.7%
実施する予定はない	24	8.8%
無回答	21	7.7%
合計	272	100%

実施している第三者評価の機関名
<ul style="list-style-type: none"> ・ (株)第三者評価機構 ・ 福祉評価推進事業団 ・ 一般社団法人福祉評価推進事業団
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス情報の公表・愛知県指定調査機関

計 80.5%が実施していない

愛知県看護協会 第三者評価体制を整備